

參議院地方行政委員會會議錄第十號

必要なものとなつてゐるのは、その

ことにした次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。

ことについて國の一般會計でありま
す國家地方警察に移管される分とは

帳簿價格等は、金額は凡そ分つておる筈だと思ひますが、その点を一つ伺ひ

とに相成つております。

○三木治朗君 結局私の心配する点

は、この法律によつて都道府縣、或いは市町村が今日非常に経済的に困つておるものでありまして、この法律のために何ら負担を増すようなことがあるかないかというのを心配するのです。が、そういうことはございませんでしようか。

○政府委員(柏村信雄) 都道府縣といたしましては、從來都道府縣の警察部において使用いたしておりますものを、警察の機能が移るためにこれを國家なり市町村に譲渡するというものでありまして、お話のように現在非常に窮乏であることからいたしまして、この際そういうものを都道府縣に確保したいという気持はあるかも知れませんが、從來の窮乏さというものに甘んじて頂くという限りにおきまして、は機能の移つたのに應じただけの財産が無償で行くということでありまして、このために特に困るということはないのではないかと思います。それから市町村につきましては、國家地方警察に不必要なもので市町村警察に必要なものを無償で受けるということでありまして、これだけでは市町村として十分でないということが言えると思うのであります。この点につきましては昨年度予算におきまして、今日十分とは申せないと思いますが、約九億三千万円の補助金を支出し、更に地方財政自体の中で、即ち配付税の特別の操作によりまして半額を起債による、いわゆる九億三千万円というものの起債によつて、その起債の償還について市町村に負担をかけるという措置を採つておりますので、十分とは申せません。しうが、大体これについての措置を遂げることができたのではないかと

うふうに考えております。

○國務大臣(吉田) 第二條の、國が取得する債務というのにはすでに分つておるのとはどのくらいありますか。

○政府委員(柏村信雄) この二條の警察の財産を取得するための負債というものにつきましては目下調査中でありまして、各府縣ともいろいろ調べて頂いておるのであります。まだ手許まで正確な数字が参つておりませんのでちよつとお答え申上げられませんか。

○委員(岡本愛祐) 速記を止めて。

午後一時四十七分速記中止

午後三時四十九分速記開始

○委員(岡本愛祐) 速記を始め。それではこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 岡田喜久治君
鈴木 順一君

委員 三木 治朗君
林屋龜次郎君
西郷吉之助君
島村 軍次君
鈴木 直人君

國務大臣 磯貝 詮三君
國務大臣 磯貝 詮三君
政府委員 國家地方警察本部長 柏村 信雄君
(総務部長)

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、地方財政の義務負担に関する請願(第五百九十八号)
- 一、地方配付税増額に関する請願(第六百一十号)
- 一、都市行政の道府縣監督権撤廃に関する請願(第六百五十五号)
- 一、事業税の課税方法改正に関する請願(第六百六十六号)
- 一、地方税財政制度改善に関する請願(第六百八十八号)
- 一、物資購入通帳及び購入切符の統一に関する請願(第六百九十九号)
- 一、自治体警察処理手数料の交付に関する請願(第六百十号)
- 一、衆議院議員選挙の個人演説会告知方法改善に関する請願(第六百十九号)
- 一、選挙費用全額國庫補助に関する請願(第六百二十三号)
- 一、自治体警察吏員及び雇員員の退職手当に関する請願(第六百二十四号)
- 一、入場税全額市町村移譲に関する請願(第六百二十五号)
- 一、法定外独立税中行為税としての業蜂税廃止に関する請願(第六百二十七号)
- 一、文藝家の事業税等免除徹底化に関する請願(第六百三十七号)
- 一、未成年者飲酒禁止法施行に関する請願(第六百五十四号)
- 一、電気事業の地方税引上げ中止に関する請願(第六百九十六号)
- 一、町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(第七百九十九号)
- 一、道路交通取締法令改正に関する請願(第七百十三号)
- 一、養蚕業者の第二種事業税撤廃に関する請願(第七百七十七号)(第二百六十二号)

十二号)

- 一、戸籍事務費全額國庫補助に関する請願(第七百七十七号)(第二百六十四号)
- 一、船員の選挙権に関する請願(第二百六十六号)

第五百九十八号

昭和二十四年四月九日受理
地方財政の義務負担に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

さきに地方財政の確立を期すため地方財政法が制定され、國費と地方費との負担区分が明確にされたにもかかわらず、國の出先機関の營繕維持に要する経費等は、依然として地方負担となつてゐる状況であるから、これを國負担とせられ、更に國の委任事務に對してはその経費を全額國庫負担とせられたとの請願。

第六百一十号

昭和二十四年四月九日受理
地方配付税増額に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

地方公共團體の経費は、自治体警察費をはじめ、消防費、戸籍事務費等益々膨張の現状にあるが、これ等の財源については、入場税をはじめ、その他の財源を市に移譲するにとともに、地方配付税の増額によつて充當することになつてゐるが、事実上これ等財源のみによつては、到底賄ひ得ないから、地方配付税を増額されたいとの請願。

第六百五十五号

昭和二十四年四月九日受理
都市行政の道府縣監督権撤廃に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

都市に對する道府縣の第一次監督は、都市行政の能率を阻害し、又都市自治振興の観点からも時代に著しく逆行し、行政の簡素化に相反するものである。特に人口十五万以上の都市では保健所その他の施設も道府縣より独立してゐるのであるから、すみやかに地法自治法を改正して道府縣の監督を撤廃せられたとの請願。

第六百六十号

昭和二十四年四月九日受理
事業税の課税方法改正に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

事業税は所得税と同様、所得を標準として課税されてゐるため、実質的には所得税附加税と同様であるから、小規模事業者の負担加重を軽減し、その事業を助長するため、基礎控除の制度を設け、課税率を變更せられたとの請願。

第六百八十八号

昭和二十四年四月九日受理
地方税財政制度改善に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、養蚕業者の第二種事業税撤廃に
関する陳情(五十七通)(第二百六

得ないから、地方配付税を増額され
たいとの請願。

請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

地方財政法及び地方配付税法等の施行後の状態を見るに、地方團體の総収入見込額に対し、地方税収入見込額はその三十四パーセント余に過ぎず、これに反して國から地方團體に配付する地方配付税及び支出金は、四十七パーセントを占める状況であつて、依然として財政的に中央集権が繰返されいる。かくては、地方團體の自治権も財政面から制約を受け、今後一層地方財政を窮乏に追い込む結果となることは明らかであるから、地方財源の拡充強化を図るため、地方税財政制度を改善せられたいとの請願。

第六百九号

昭和二十四年四月九日受理
物産購入通帳及び購入切符の統一に
関する請願
請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

從來から一般消費者に対しては、数種類の購入通帳並びに購入切符が別々に交付されているため、紛失したり、あるいは購入・轉出の際非常に不便である。特にみそ、しょう油その他の他登録品によるもの手続は市町村の事務を一層複雑にしているから、事務の簡素化と不正受配防止のため、全國統一した一冊の総合通帳に改めるとともに、様式を定めて家族人員等も市町村長において印刷するように改められたいとの請願。

第六百十号

昭和二十四年四月九日受理
自治体警察処理手数料の交付に關す

請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君
自治警察制度の実施による経費は相當に大きな額に達し、市町村財政に與える影響も大きいものがある。特に自治警察が多額の経費を支出して捜査検査した刑事事件に対する行刑罰金が、ことごとく國庫へ吸收されるのは、國家警察單一制度の因襲であつて、既に國家、自治の二元制度をとつて現制度にそぐぬ不合理なものであるから、罰金相當の半額もしくはその事件に要した捜査費は國家から自治体に交付するよう措置せられたいとの請願。

第六百十九号

昭和二十四年四月十一日受理
衆議院議員選挙の個人演説会告知方
法改善に關する請願
請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

衆議院議員選挙に際しての個人演説告知方法は、僅かに十枚のはり札をもつて行われているが、特に、市街地においてはほとんど宣傳價值がなく、そのため聴衆は極めて少くなく、候補者の折角の努力と時間は全く空費される状態であつた。しかし、個人演説会告知方法が非常な制限はそれ自体を無視する結果となり、はなはだ矛盾するものであるから、これらの点を早急に改善せられたいとの請願。

第六百二十三号

昭和二十四年四月十一日受理
選挙費用全額國庫補助に關する請願
請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君
各種の選挙が施行される毎に、地方自治体では多額の経費を支出しているが、國庫補助額が極めて少額のため、負担が加重となる一方であるから、選挙施行に要する経費を全額國庫負担とせられたいとの請願。

第六百二十四号

昭和二十四年四月十一日受理
自治体警察吏員及び雇員員の退職
手当に關する請願
請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

自治体警察吏員及び雇員員の退職手当は、昨年七月一日自治体警察の発足以前の在職年数に対する分は國費又は縣費をもつて支拂われることになつてゐるが、今なお未支拂であるから、至急に善処せられたいとの請願。

第六百二十五号

昭和二十四年四月十一日受理
入場税全額市町村移譲に關する請願
請願者
岐阜市議会議長 松原 喜八
紹介議員 大野 幸一君

入場税は警察制度の改正に伴う地方負担の財源として、昨年地方税法改正とともに地方に移譲せられたものであるが、府縣においては警察費の負担がないのにその三分の一を徴収していることは不合理であり、しか

も入場税の大部分は繁華な市町村より徴収せられるものであつて、これらの市町村は自治体警察費の支弁については日夜苦心している状態であるから、入場税はその全額を市町村へ移譲せられたいとの請願。

第六百二十七号

昭和二十四年四月十一日受理
法定外独立税中行爲税としての養蜂
税廃止に關する請願
請願者
神奈川縣小田原市早川三九二社
團法人日本養蜂協会 松原喜八
外一名
紹介議員 大野 憲二君

わが國では東洋の海洋氣象の影響により、北海道の花は九州の花より約十五週間遅れて咲くので事業養蜂家はこの花を追つてみづばちとともに移動して事業を經營している。かかるに、最近花の期間が短地入地するにつれ、各町村では法定外独立税中の行爲税として、養蜂税を一群当り三百円前後も課税するのである。花期は、を飛ばせばはちみつを生産しても町村の農作物増収には役立っていないが、害は全々與えない。またみづばちを輸送中鉄道、水害等の事故で一時的に下してはちを飛ばしても課税されるので、養蜂家は自費の寸前であるから、空間農業推進のため、すみやかに法定外独立税中行爲税としての養蜂税を廃止されたいとの請願。

第六百三十七号

昭和二十四年四月十一日受理
文藝家の事業税等免除徹底に關す

請願者
東京都文京区青羽町三ノ一九社
團法人日本文藝家協会理事長
舟橋聖一
紹介議員 金子 洋文君
さきに文藝家に対する事業税及び特別所得税等が免除されたのは、文化國家を標榜するわが國にとつて喜ぶべきことであるが、今なお同税を徴収されている者のあるのは、遺憾であるから、文藝家一般の生活現狀及び作品の製作過程の特殊事情をいんしやくの上、右免稅の実施を各官廳の末端まで徹底されるよう取り計らわれたいとの請願。

第六百五十四号

昭和二十四年四月十二日受理
未成年者飲酒禁止法施行に關する請願
請願者
東京都杉並区中道町一財團法人日本禁酒同盟理事長 生江幸之

紹介議員 木内キヤウ君
未成年者飲酒禁止法は、青少年の健全な育成を目的として制定されたものであるが、近來その存在が忘れられて、勵行がおろそかにされている。特に神社において七五三のため参詣する幼童に「おみき」と称して飲酒せしめるような風習があるが、これは國法をじゅうりんする弊風であるから、法の精神を徹底勵行するため、違反者責任等に対して必要な処罰をなすとともに廣く教育啓蒙の方途を講じて青少年の擁護と健全な心身の發育を図られたいとの請願

第三部 地方行政委員会會議錄 第十号 昭和二十四年四月二十六日（參議院）

願。

第六百九十六号

昭和二十四年四月十三日受理
電氣事業の地方税引上げ中止に関する請願
請願者 東京都千代田区西神田二ノ四電氣事業経営者會議内 大西英一

第七百九十三号

昭和二十四年四月十四日受理
道路交通取締法令改正に関する請願
請願者 京都市役所内京都市公安委員會内 田畑忍

最近地方財政の膨張に伴い、電氣事業を対象とする地方税の増徴及び現行税率の引上げ等が目立つており、中央においても地方税法の改正と企圖していることであるが、電氣事業は全國的規模による経営であるため、一地方における徴収は直ちに全國的に及ぶ影響を及ぼすばかりでなく、電氣料金の現行税率は諸物價に比し著しく低いため、事業の健全なる経営が極めて困難な現狀であるから、料金原價に予想されたい地方税の増徴は中止せられたいとの請願。

第七百九十九号
昭和二十四年四月十四日受理
町村吏員恩給組合に対する國庫補助額の請願
請願者 長野縣東筑摩郡新村長 上條信外五百十二名

紹介議員 北村 一男君
官公吏、教職員等に対する恩給額は、昭和二十三年七月から増額支給されているが、地方自治振興の一方策として、地方行政の最前線で、最も困難な條件の下に日夜事務に専念従事している町村吏員に対しても、同様の措置を講ぜられるよう町村吏員恩給組合に対して國庫補助せられたいとの請願。

員恩給組合に対して國庫補助せられたいとの請願。

第七百九十三号

昭和二十四年四月十四日受理
道路交通取締法令改正に関する請願
請願者 京都市役所内京都市公安委員會内 田畑忍

交通警察の適切な運営を期し、且つ地方自治の本旨にかんがみて自治体警察の發展のため、道路交通取締法並びに道路交通取締令中、罰金以下の刑罰條項を秩序罰として五千円以下の過料に改め、その過料を自治体に帰属するよう現行法令を改正せられたいとの請願。

第二百六十二号

昭和二十四年四月十一日受理
養蚕業者の第二種事業税撤廃に関する陳情（五十七通）
陳情者 新潟縣新發田市字外ヶ輪北浦原郡養蚕業協同組合長 須貝綱太郎外一万三千五百三名

養蚕業は、我が國經濟再建の基産業として、その復興と推進が要請されているが、尙当生産と供出完遂に努力を続けている業者に対して、第二種事業税と事業所得税の両者が賦課せられていたのは、斯業の振興発展に非常な障害を與えていたから、業者の負担緩和のために、第二種事業税の撤廃と事業所得税の軽減を図られたいとの陳情。

第二百六十四号

昭和二十四年五月十二日印刷

昭和二十四年五月十三日発行

昭和二十四年四月十二日受理
戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（五十五通）
陳情者 栃木縣芳賀郡清原村長 荒井甲一外五十六名

戸籍事務は、戸籍法第一條の規定により、市町村長が掌する國家の行政事務であるにもかかわらず、これに要する経費は、僅かに戸籍手数料の徴収が國から與えられるのみで、その大部分は市町村の負担になつてゐるので、現下の市町村窮乏財政では、到底その負担にたえられないから、戸籍事務費を全額國庫補助とせられたいとの陳情。

第二百六十六号

昭和二十四年四月十三日受理
船員の選挙権に関する陳情（二通）
陳情者 宮城縣釜石市尾島町東北海運局内東北船員地方労働委員會内 津田蔵之丞外一名

現行の衆議院議員選挙においては、常時各地に移動するため選挙人名簿にもれることの多い船員に対して、幾多の欠陥があり投票不能となる場合が多く、このままの状態では船員の政治的、社会的地位の確立はもち論、各種労働條件の改善にも重大な支障を生ずるから、選挙制度を改正せられ船員の公民権を行使できるように取り計らわれたいとの陳情。

四月二十三日千代田警査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案
都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

第一條 警察法（昭和二十二年法律第九十六号）施行の際警察の用に供されてゐた都道府縣所有の財産（國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條第一項各号に掲げる範圍の財産をいう。以下同じ。）及び物品で、國家地方警察に必要なもの（市町村警察又は消防と共用しているものを含む。）は、都道府縣が無償で國に譲渡するものとする。警察法施行後昭和二十三年六月三十日までには國家地方警察の用に供するため都道府縣が取得した財産及び物品についても、同様とする。

國家地方警察に必要な土地及び國家地方警察が都道府縣と共用している建物で、都道府縣の所有に属するものは、前項の規定にかかわらず國に譲渡しないものとし、國は、これらが警察の用に供される間は、無償でこれを使用するものとする。

前二項の規定により、國が取得し、又は使用する財産で、國家地方警察が市町村警察又は消防と共用しているものは、当該市町村に無償でこれを使用させるものとする。

第二條 前條の規定により國が取得する財産に伴う負債があるときは、國がその元本及び利子の支拂義務を承継するものとする。
第三條 第一條の規定は、警察用有

線電氣通信施設及び資材については、左の各号に掲げるものに限り、適用する。
一 交換施設（交換機と同一の構内にある電話機を含む。）
二 電氣通話施設
三 指令電話施設
四 前各号に掲げる施設の維持及び補修に必要な資材

前項各号に掲げるものの外、都道府縣の所有に属する警察用有線電氣通信施設及び資材の処理については、別に法律で定める。
第四條 第一條に規定する國家地方警察に必要な財産及び物品の範圍の決定その他この法律の適用について争があるときは、國家地方警察本部長又は都道府縣知事の申立に基づき、内閣總理大臣が、これを決定する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

參議院事務局 印刷者 印刷局